

教育の政治的性格 (其の二)

1 9 5 5

栗 津 龍 智

(高知大学教育学部教育学研究室)

(三)

教育が「眞の公共性」を保持する爲には、教育は先づ、「偽られる公共性」と対決しなければならない。教師が「眞の全体」の奉仕者になる爲には、教師は先づ、「僭称された全体」に立ち向わなければならない。従つて教育は常に公共を詐称する現在の支配勢力と闘い、教師は常に全体を僭称する現在の政治権力と闘わねばならない。教育が正しくある爲には、宿命的に政治と取り組まねばならないのである。

階級社会に於ては、食うか食われるかの所謂「生活対立的な」抗争がきびしく常に展開されている。教育はこの抗争において、どちらにも味方しないと云う中間の立場を取り得ない。教育の中立性の美名の下に、教育が政治をさけて通れば、現在の支配勢力に逃避的に盲目的に加担する事になるのである。政治的中立をたてに、政治に対して沈黙を守れば、現在の政治権力を肯定することになるのである。H. Laski は次の様に云う。「吾々が用心しない限り、権力は沈黙は満足を意味するとなし、騒動が表示している苦情を調べもせず、それがとつた形式の過激さの故に処罰を伴つていと考え勝ちである⁽¹⁾」と。この騒動や苦情の中こそ、被支配者達の生き抜こうとする力を正しく見つけなければならないのである。教育は知的に勇敢に多数者の側に立ち、現在社会を僭称する少数者に対決しなければならない。やがて社会そのものを構成すべき多数者の味方をしなければならないのである。

又、教育の中立性が教育の政治からの独立を意味する場合がある。一切の政治権力の干渉を排して教育がその自主性を全うしようとするのである。支配者は彼等の爲に社会を統制し、社会秩序を維持強化する爲に、常に教育を手段として使つて来た。階級的抗争が熾烈となり、彼等の立場が危くなればなる程、必至になつて教育に干渉して来るのである。全く教育の歴史は政治の歴史である。教育に干渉しない正しい政治等と云うものはあり得ないのである。そもそも政治は支配であり、人が人を支配する階級社会に於ける必要悪である。政治の悪魔性については後に詳述する。この様な元來悪い政治に道徳が反省を求めて、教育への干渉を思いとどまらせる事は出来ない。政治には政治である。干渉して来る政治に対しては、教育が一つの政治勢力に組み入れられなければ、その自主性・独立性を維持する事が出来ないのである。この政治勢力は階級の無い社会を志向しつつ、今まで社会からはみ出されていた多数者が、社会そのものになろうとする努力の統一である。人が人を支配する事をやめさせ、政治そのものを否定しようとする最後の政治勢力である。教育が多数者をこの様な最後の政治勢力に組織してこそ、現在の政治の干渉を排撃する事が出来るのである。

要するに教育が眞の公共性を保持し、政治から独立を獲得する爲には、政治と取り組まねばならない。即ち政治そのものを否定すべく自らも最後の政治とならなければならない。政治が存在する限り、教育は之に引きずられるか、之と拮抗するかしなければならない。教育は政治的に無性格ではあり得ない。政治が終焉をつげた階級なき社会に於てのみ、初めて教育は政治から絶對的に解放されるのである。それまでは教育は政治と無関係であり得ない。

扱て、政治とは階級的支配である。この階級的支配権力を行使し、この権力の掌握又は変革を狙う行爲はすべて政治行動である。鈴木安藏氏は次の様に云う。「政治とは階級的支配の爲の階級闘

争の爲の諸現象である」と⁽²⁾。又云う。「階級的権力的統制と階級闘争とに政治的行爲の本質を見いだす⁽³⁾」と。従つて、原始社会には政治がなかつたのである。原始社会は完全に共同等質的であつて、未だ階級が生れていなかつたからである。然し原始社会にも秩序があり、統制が行われていたのである。然し、之は支配権力による秩序でも、階級的権力的統制でもなかつたのである。今中次郎氏が云う様に、吾々は原始社会に於ける集團生活の宗教的信仰の共同性と階級社会に於ける権力支配的法秩序との差異を認めねばならない⁽⁴⁾。又、將來階級のない社会が現われて來ると政治がなくなるのである。エンゲルスが云う様に、「人に対する支配の代わりに、物の管理と生産過程の指導とが現われて來る⁽⁵⁾」と政治がなくなり、唯行政だけが残るのである。政治と行政の関係については後に詳述する。

要するに、政治の本質的な属性として二つの事が挙げられる。実力による支配である事と、この実力が階級間の闘争に使われる事とである。

政治は実力なりとする L. Gumplowicz 以來の、所謂、実力説に反対するものに、二つの立場がある。政治を形而上学的乃至は規範科学的に取り扱う立場と、政治の経営機能を強調する立場とである。先ず、前者について述べよう。政治を社会現象として經驗科学的に分析するのではなく、政治を神意とか絶対精神とか云う所謂、形而上学的実体に結びつけて解釈したり、政治を規範意識により價值概念にまで昇華させて終うのである。Hegel は絶対者は進行なりとして、絶対精神の展開としての三段階（主観的精神、客観的精神、絶対的精神）を解き、法を客観的精神としての一つの顯現とみる。H. Kelsen は法一元論を説き、権力が常に合法的でなければならぬ事を強調し、実力としての権力ではなく、権力そのものの法的價値を認めようとする。あるがままの政治ではなく、あるべき正しい政治を説くのである。確かに、大石兵太郎氏が云う様に、政治概念は先ず經驗的概念であつて、形而上学的概念でも當爲概念でもない事を確認しなければならない。政治を天上的なものとして絶対視したり、之を先天的思惟原理により價值概念としてあがめれば、政治の実力性を見失つて終う。

次に、政治の経営機能を強調して実力説に反対する説について述べよう。政治が実力的である事は一應認めるが、実力による統制が政治の総てでないとするのである。大石兵太郎氏は次の様に云う。「政治の機能としては、この意味に於ける統制の他に、所謂、経営機能が存立する。この部分の機能は所謂、国策の決定に於て最も明瞭に看取し得るものにして、例えば、米國が米大陸政策としてモンロー主義を確立してその実現に努力し、現在、更に欧州及び極東の復興援助に努めつつあるが如き、或は、明治日本が国内政策として産業立国策を確立、之が実現に努力し來りしが如きは経営機能にして、政治を社会統制として治者が被治者としての集團成員に対して行う機能と見ることは、是等の經營的機能を視野外に置く危険を意味しないであらうか⁽⁷⁾」又、次の様にも云つてゐる。政治の經營的機能を無視すれば、「例えば、労働組合が勤勞階級の爲に勤勞所得税の撤廢を政府に交渉したり、一地方の災害者に政府が減免を決定するのは政治であると誰しも考えるであらうが、それ等はこの見解によれば政治でない事になりはしないか」と。政治は治者が被治者に対して統制を行うだけでなく、他面に於て治者と被治者の対立を越え、國民共通の利益を追求するのである。之が大石兵太郎氏の云う政治の経営機能である。之は実力を以て支配するのではなく、國民の同意を得て公共の利益をはかるのである。大石氏によれば、国策の決定確立は明かに政治の経営機能であると云う。果してそうであらうか。

国策は常に支配階級の利益を中心に樹立されるのである。特に現在の如く階級対立が激しくなれば、国策の樹立は階級闘争そのものである。米國の欧州及び極東の復興計画は、米國民の税金負担に於て、軍需獨占資本家の最大利潤の獲得の爲に欧州及び極東の再軍備的復興をはかろうとするのである。又日本の明治政府が立てた産業立国策は、後進性資本主義の發展を企図して、資本家を極力

庇護し、低賃銀制により労働者を、低米價政策により農民を抑えながら樹立されたものである。要するに、国策は被支配階級の不平を抑え、彼等の犠牲に於て樹立されるのである。

労働組合が勤勞所得税の撤廃を政府に交渉するのは、支配権力と争い、之が行使を勤勞者階級に有利に変革せんとする力に対する力の交渉である。又、一地方の災害者に対する政府の救済事業は災害復舊費と再軍備費との対立をめぐつての、支配者側と被支配者側との力の闘争をはらんでいるのである。「單なる集團管理行爲に過ぎない行政行爲」⁽⁹⁾ ならば、治者被治者の対立關係を超越して社会一般の便宜をはかる事が出来るが、「社会（集團）の根本方針を決定しその実現を促す行爲」⁽¹⁰⁾ である処の政治は必然的に治者の立場からの実力による統制行爲となるのである。国民共通の利益を力を用いず、国民の同意に基いて追求する等と云う事は、それは名目上の事であり、結暁政治の「全体の詐称」に過ぎない。大石氏の云う經營機能は行政にはあり得るが、政治にはあり得ないのである。

次に、政治の階級性を否定する説を述べてみよう。先ず、今中次歴氏の説を述べよう。彼によれば、「政治は優勝的社会势力的支配關係の法統一的組織化的創造過程である」⁽¹¹⁾ 又彼は云う。「政治とは權力支配的な法秩序の創造行爲である」⁽¹²⁾ と。彼は政治權力は常に社会の支配的な勢力の上に成立して居る事を認め、L. Gumplowicz の実力説の立場を取る。然し彼の云う社会の支配的な勢力は階級的權力を意味しないのである。政治は階級的対立に於て成立するのではなく、もつと廣汎な社会生活上の諸矛盾、対立の上に成立するものだと云う。従つて、政治は階級の分裂と共に現われたのではなく、それ以前の職能分化と同時に生れて來た事になるのである。彼は次の様に云う。

「私は決して政治を階級權力とは考えていないし……政治は階級制度の完成によつて成立するのではなく、それに先立つ職能分化の發生にもとづいてると云うのは私の昔から主張して來ている処である。政治は階級權力でなしに、もつと複雑な、もつと細かな、あらゆる社会生活上の矛盾対立の綜合の上に成り立つてると云う事は私の今日到達している見解である」と。

既に述べた様に、原始社会の信仰的宗教的共同性に基く秩序と階級社会の權力支配に基く秩序とは區別しなくてはならない。貧しい共有財産しかなく、皆が働いている等質的社会に於ては社会生活上の矛盾対立も弱く、權力支配による統制を必要としない。生産力の發展と共に、生産手段をもてる者ともたない者、働かせる者と働かされる者の階級対立が生れて來て、初めて社会生活上の諸矛盾、対立が激化し、支配權力による秩序維持が必要となつて來るのである。今中氏の云う「複雑なもつと細かなあらゆる社会生活上の矛盾対立」は結局、階級対立に由來しているのである。政治權力によつてのみ、綜合解決される様な矛盾対立は、食うか食われるかの所謂、生活対立的な矛盾であり、階級的対立である筈である。又、職能分化が政治を生んだのではなく、もてる者ともたない者との階級が分裂したから、働かないで治める者と働いて治められる者との根本的な職能分化が生れて來たのである。要するに、階級制度が政治を必要とする生活対立を生み出し、治者、被治者と云う根本的職能分化を生み出したのである。

今中氏は階級的支配權力ならざる社会的支配勢力を考えているが、一体彼は階級をどう見ているのであろうか。彼は次の様に云う。「各社会階級が歸属を決定する原因は、結局、經濟的要因ではなしに、權力規範關係であると云わねばならない……即ち、權力に結びつき、それを支配する事によつて、規範觀念上に於ける社会的特權的地位を確立し、權力上の、規範的な支配性を、自己の手中に収めているものが、社会層として、支配階級と考えられるのであり、それに対立する立場に於て、この特權的地位に抗争せざるを得ない地位にあるものが同じく社会層として、被支配階級と考えられるのである」⁽¹²⁾ 彼の云う階級は觀念的なものを意味している。「權力上の規範的な支配性を自己の手中に収めているもの」が、支配階級であると云うが、一体、この規範的な支配性は誰が何によつて手中に収める事が出来るのであろうか。それは生産手段の所有者が握るのである。彼が

自分の生産手段を以つて、生産手段のない生産者に臨む事によつて、生産者達に対する規範的な支配性を把握する事が出来るのである。

要するに、階級は生産手段の所有をめぐつての経済的關係である。今中氏の云う権力規範關係は結局、この経済的基盤の上に築かれた Aufbau に過ぎない。然るに、彼は「経済的要因」によらざる階級を説く。「もつと複雑な、もつと細かなあらゆる社会生活の矛盾対立」を管理している内に、やがて支配的な位置がかたまり、遂に権力上の規範的な支配性を手中に収める者が出て来る。之が彼の云う階級である。この様な階級論を説けばこそ、政治は階級以前のものだと考えられるのである。政治の階級性を論ずる前に、階級に対する正しい理解をもつ事が大切である。

次に、政治の階級性に対する、大石兵太郎氏の反対説を述べよう。彼は、政治は階級が他の階級を統制支配するのではなく、政治権力は国家成員を一樣に統制支配するのであるとして、階級性を政治の本質的屬性とする事に反対する。「政治は必ずしも、階級又は集團間の権力關係では⁽¹³⁾ない。これ等の立場（集團相互關係説）によるも、立法行為は政治的行為と見做されるであろうが、一度び發布せられたる法律は、支配階級の成員は固より、その發布者たる君主或は正当なる権限を以てその作成の任に当りし立法機關をも拘束する……国家の政治が單純に階級と階級との間に行われるものに非らず、換言すれば、階級相互間の権力關係には非らずして、階級の如何に関せず、集團たる個人たるを問はず、凡ての国家成員を一樣に客体として政治の主体が行う行為、換言すれば、国家と云う一大集團の内的又は対内的現象たる事を意味する。」

なる程、大石氏が云う通り、一度び發布されたる法律は、階級を超え、更に立法機關そのものをも拘束する事は事實である。然し法律は凡そ、現在の勢力關係を維持し、直接間接に支配勢力の利益を守るべく制定されたものである。支配階級と雖もこの様な法秩序の範圍にとどまつて、彼等の利益を追求しなければならない。然し、彼等が守る法秩序そのものが既に階級的である事を忘れてはならない。然も、この法秩序そのものまでが支配階級に都合よく解釈されたり、時には不問に附されたりするのである。再軍備の爲に、即ち軍需獨占資本家の利益の爲に、如何に憲法第九條が勝手に解釈され蹂躪されても、最高裁判所は敢えて之を取り上げようとしないのである。資本家が労働三法を犯しても、国家は之を不問に附し勝ちである。尨が、「土地や仕事から閉め出された」零細費が生きる爲にやむなく行ふ密造酒や、基地拡張反対の爲に休を張つて行ふ座り込みに対しては、政治権力は酒税法、道路法違反のかどで仮借なく之等を処断するのである。以上で政治の実力性と階級性に対する反対論の批判を終る。

次に、政治と行政の關係について考えてみよう。政治は階級的支配である。従つて、階級がなくなり、国家が死滅すれば、政治も終焉を告げるのである。扱、政治が終焉すれば一切の権力もなくなるだろうか。政治権力即ち人が人を支配する権力がなくなつても、行政権力即ち物を管理したり生産過程を指導する権力は矢張り残る筈である。支配権力が権力の総てではない。たしかに、「強制的権力は人間のあらゆる共同生活中に存する⁽¹⁴⁾」のである。人が人を支配する政治的機能はなくなつても「社会的利害を監視する單なる行政的機能」は働き続けるのである。行政は一種の集團管理であるから、集團（社会生活）がある限り存在する筈である。

よく政治は国家の原則的、根本的な行為であるが、行政はその技術的、末端的な行為であると云われる。今中氏によれば、政治は権力統制的な法秩序の創造行為であるが、行政は既存の国法秩序を運用する行為であるとされる。然し階級的支配の仕方が原則的であろうが、技術的であろうが、支配である限り政治である。法律の創造行為であろうが、舊法秩序の運用であろうが、その秩序が階級的である限り凡て政治である。鈴木氏が云う様に、階級社会に於ては、いすこまでを政治とし、いすこよりを行政とするか、その境界線を容易に確定しにくいのである。確かに、「既存の国法秩序を運用すること自体のうちに、不断に法秩序が創造されて行くのである」。法秩序の創造と法

秩序の運用とは全く紙一重の差である。階級のない社会に於ては、政治がなくなるとは、法秩序（管理規定）が新しく創造されて行く事になり、唯、在來の管理規定や指導統制の諸様式が唯守られるだけとなる事を意味しない。集團生活が豊かに発展し複雑になればなる程、管理や指導や統制の仕方がそれだけ複雑となり、管理規定や指導統制の様式が次から次へと、新しく創造されて行かねばならないのである。

既に述べて来た様に、政治は階級的権力支配である。社会に階級分裂がおこり、社会そのものが崩壊する危険にさらされると、初めて権力によつて社会を統制し再組織する必要が起つて來るのである。之が政治である。この統制、再組織は支配階級にとつて都合よき統制であり、組織である。然し、政治は外見上は階級対立を緩和し、共同の利益の爲に秩序を維持する様に見える。エンゲルスは次の様に云う。「社会が自分自身との解き難き矛盾の爲に紛乱せしめられ、調停すべからざる対立に分裂し、然かもこの対立を拭い去る能力なき事を告白するものが国家である。然し、相矛盾する経済的利害を有するこれ等の諸対立、諸階級が果しなき闘争の裡に、自己と社会とを滅し尽さざらん爲、外見上この衝突を抑え、之の秩序の埒内に制すべき一つの権力が必要となつた」⁽¹⁵⁾と。この権力が国家権力であり、政治権力である。従つて、政治権力に向つて公正な社会理想を要求する事その事が間違いだと云う事になる。⁽¹⁶⁾ 鈴木氏は次の様に云う。「政治機能は、政治の本質上、かかる社会が、公共的諸目的、共同利益の実現を果す事が出来ない」⁽¹⁷⁾と。政治は結局実力による支配である。然しこの実力をむき出しに常に行使するものではない。否、行使し得るものではない。僅か一握りの権力階級が圧倒的に数の多い被支配階級に対して常に実力を行使し得るものではない。Laski も云う様に、「一切の集團の權威は、たしかにそれが動かし得る生きた、自発的な信頼に基礎づけられている」⁽¹⁸⁾のである。權威は信頼され、自発的に服従される事を必要とする。ここに政治の術策性 Machiavellism が生れて來るのである。即ち、権力階級たる少数者が全体を僭称しつゝ、彼等の利益を取って追求する。所謂「統治は形式にして、内容は経済的搾取である。」確かに、「凡ての人は新しいものより、決まつた様式を選び、議論よりも服従に氣持よきを感じる」のである。此処に政治の術策が忍び込む隙があるのである。民衆は現存の安寧秩序が果して、誰の爲のものであるか、あまり疑う事なく、ただ服従の安樂さに眠つて居る。そこで Laski は次の様に警告を發するのである。「吾々は安全と秩序とを享受して居る。然し、吾々の享受している安全とは、大部分の人を無力な状態に於て保護することであり、秩序とは全く、より豊かな、より充實した生活を求めようとする多数者の要求を却けて、少数者を保護することである」⁽¹⁹⁾と。

政治権力は実力である。政治は普通、被治者の恐怖心を刺戟し威嚇しながら支配するのである。この威嚇による支配が不可能となれば、最後には実力を行使するのである。実力とは、結局、暴力 (Violation) である。たしかに、権力 (Gewalt) は暴力である。然し、逆に暴力がそのまま権力とはならない。権力とは生の肉体的な暴力ではなく、制度化された、秩序化された暴力である。M. Weber の言葉を用いれば、「形式的合理化」された暴力である。—— M. Weber は合理性に二つありとする。一つは形式的合理性であり、技術的な没價値的なものを意味する。他は實質的合理性であり、目的的な價値的なものを意味する。形式的合理性とは方法、過程に於て無駄がない事である。之に対して、實質的合理性は内容的に見て價値がある事である。この場合ある一定の理想が予め立てられて居り、この理想に一致するか、一致しないかによつて、合理的か非合理的かが決められる。「経済の形式的合理性とは技術的に適用され、又実際に適用されている計算の程度を云う。之に対して實質的合理性とは一定の人間集團のその時の經驗が特定の評價基準の観点の下に経済的に位置づけられた社会的行爲によつて効果が云い現わされる程度を云う……」⁽²⁰⁾ —— その権力の形式的合理性も、仕える目的如何によつて實質的に見て合理性とも非合理性ともなるのである。

次に、「権力は道徳的乃至精神的な威信 (prestige) を屬性とする」⁽²¹⁾ ところの実力である。この

威信には、衣服、居城、兵力、儀式等から生れる畏怖心に由来する他律的な情緒的なものと権力に対する信頼感に由来する自律的な知的なものがある。そしてこの自律的な知的な威信は、人権保障の爲に同意し、又、委託した権力に対する信頼感から生れる。階級社会に於ける権力の威信は畏怖心から生れるか、又は精々、盲目的な信頼感から生れる。階級なき社会に於ける管理や指導の爲の権力は主として自覺の信頼感から生れる威信を自ら備えるであろう。

M. Weber は政治の悪魔性を説く。彼は政治に於ける責任倫理を述べる。キリスト教徒が正しく行動して、その結果を神に一任すると云つた心情倫理ではなく、政治家は行動の結果に対して責任を負わなければならないと云う。従つて、責任を果す爲に「よい目的に到達する爲には、政治家は悪い手段を恐れてはならない」(清水幾太郎)のである。Weber は次の様に云う。「古代のキリスト教の信者達も、この世は悪魔によつて支配せられ、政治と、即ち手段としての権力と強制力とに關係を結ぶものは、悪魔的な力と契約を結ぶのであつて彼の行動にとつては、善から善のみが、悪から悪のみが生じ得ると云う事は眞実ではなくて、むしろしばしばその反対であると云う事を非常にはつきり知つて居ました。この事を見抜かないものは實際に於て政治には一個の子供であります」⁽²²⁾と。又、彼は絶対的な正義を確立する爲には人々の卑劣な情緒を満足させてやりながら、彼等の助力を仰がねばならないと考えている。「地上に於ける絶対的正義を力を以つて打立てようと欲するものは、そのために追隨者、即ち人間の「器具」を必要とします。この器具に対し、彼は必要とする内的並びに外的賞與—天上又は地上の報酬—を約束しなければなりません。そうでなければ器具は働きません。従つて内的には、近代的な階級闘争の条件の下では憎悪と復讐心特に怨恨の満足と、似而非倫理の頑固な主張に対する欲求の満足、従つて反対者に対する讒誘と誹謗の欲求の満足が必要となります。外的には、冒険と勝利と権力と獲物と増祿とが必要であります……彼の活動のこのような条件の下では、彼が事実上に到達する処のものは、従つて彼の手中には存しないで、彼の子分達の行動の、あの倫理的には圧倒的に卑しい動機によつて規定されています」と。階級のない社会を建設しようとするれば、当然、現在全体を詐称しつつ民衆全体を犠牲にしつつある支配階級と激しく闘わねばならない。この闘いにおいて、彼等を憎悪し讒誘することが何故悪いのだろうか。民衆は自分達の憎悪、讒誘の欲求を満足させるために彼等と闘うのではない。生きるために闘うのであり、憎悪、讒誘はその闘いの一部に過ぎない。階級も人種もない抽象的な人間を考え、人間一般に対する愛、人間一般に対する憎悪の美しさ醜さを夫々あげつらつてはならない。階級社会に於ては、この人間達と同志愛で組み、あの人間達を憎み彼等と闘うのである。実は階級のない社会を作る爲に、即ち総ての人間を等しく愛する事の出来る社会を作る爲に、今はある人達を愛し、他の人達を憎むのである。愛したり憎んだりする事の意味は目標から決められて来る筈である。愛したり、憎んだりする事それだけを切り離して、その善悪を論じても意味がないのである。Weber は倫理的観点からすれば、手段と目的との間の緊張の距離が如何にも大きいと云い、手段と目的との分離を説く。よき目的に悪き手段と云う。然し、目的から獨立した手段はあり得ない。今の悪き手段はよき目的が具現されたつぎの次元に於ては新しい脚光を浴びる事になるのである。然し、之は何も目的は手段を神聖にすると云う事を意味しない。吾々は常によき目的によつて得る新しい價値と、悪き手段によつて失う舊い價値とを比較評量しなければならない。

階級なき善美なる社会の建設の爲といえ、もし暴力革命が原子戦、國際戦にまで發展するならば所謂、悪き手段による犠牲があまりに大きくなるのである。A. Camus が云う様に手段が目的を碎いて終うのである。「マルクスは、彼が實際にしたように、1870年の戦争を正当化することができた。なぜなら、それはシヤスポ銃の戦争であり、局部的戦争だつたからである。マルクス主義の視野内では、10万人の死は何億の人々の幸福にくらべれば、實際何ものでもない。だが何億の人々の死は残つた人々の仮定的幸福に対して、余りにも高價な犠牲である。マルクスが知らなかつた

歴史的な事実である眩暈するほどの武器の進歩は、新しい仕方でも目的と手段の問題を提起せしめる。そしてここでは手段が目的を碎くであろう。⁽²⁴⁾ Weber は目的と手段とを全く対立させて、仰々しく政治の悪魔性を説く。然し唯、目的と手段によつて得たり失つたりする価値を評量する事が必要であるのである。

要するに、政治は全体を借称する階級的な暴力である。そしてこの暴力は常に公共の名を騙る。政治は本来虚偽に満ちた暗いものである。「正しい政治」とか「明るい政治」とか云うものは、実は矛盾概念である。道徳によつても、教育によつても、政治そのものを正しい明るいものにする事は出来ない。唯、政治そのものを否定しようとする最後の政治だけが正しい明るい政治であると言えよう。階級なき社会を志向し、現在の醜悪なる政治と闘うとする勢力こそ、政治を革めやがて政治をなくす事が出来るのである。今中氏は次の様に云う。「政治権力を公正な基礎に据えたと云う事は、どういう事かと云うに、それは単にその時代の悩みを現実にも悩んで居る者が、その悩みを正しく解決する爲に、彼ら自身で政治権力を握ると云う以外にはない」と。

既に述べた様に政治の公共性の名の下にその公共性を蹂躪し、教育の中立性を唱えて教育への権力干渉を行つて來ている。教育が眞の公共性を堅持し、権力からの獨立を確保する爲には、政治と対決し、教育自らがその政治的性格を明確に打ち出さなければならない。たしかに、「政治は社会のあらゆる生活上の矛盾の結晶でしかない」のである。政治は社会の矛盾の反映であるから、政治に対決するとは結局、社会の矛盾と取り組む事を意味する。社会の矛盾、生活対立的な抗争に取り組むと云つても、之は教育が教育の世界にとどまつて、世道人心を裨益すると云つた道徳的解決を意味しない。教育自らが政治の力一畢竟、政治を否定せんとする最後の政治の力一となる事を意味する。「教育が政治に優先するとする観念論的傾向」を常に警戒しなければならない。又、教育が政治的性格を打ち出すと云つても、之は一定のイデオロギーの立場から観念的に階級闘争を説く事を意味しない。世界の矛盾、日本の矛盾、之につながつた町や村の問題、家や自分の問題を、「しつかりと脚を地にふみ立てて、現実的により具体的に生活の闘いを通してつかんで行く」事を意味するのである。豊沢登氏は次の様に云う。「今日の我が国に於ては、社会の変革と政治権力の行使とが観念としてではなく生活として、⁽²⁵⁾ 日常の生活実践としてつかみとられる契機を作り出す教育理念と教育実践が必要である」と。

教育が政治的性格を打ち出し、政治と対決すると云つても、教育が政治そのものになるのではない。政治は法秩序を創造し変革する。そして社会を形成し変革するのである。従つて、政治の客体は社会である。之に対して、教育は人間を形成するのである。教育の客体は一人一人の人間である。偉大なる人格者が社会を誘拐するとか、ある社会が他の社会を教えるとか言われる。然し、社会を誘拐するとか教えるとか云うのはその社会を構成する一人一人を納得させて教え導く事である。法律制度を通じて社会そのものを直接に変えようとする政治とは違ふのである。たしかに、教育は社会改造に於て重要な役割を演じなければならない。然し、教育が社会改造に参画すると云つても直接に社会を対象として之に働きかけるのではない。一人一人の人間を社会改造に立ちさがらせて行くのである。謂わば、人間形成を通しての社会形成である。人間一人一人の社会的知性を啓蒙し政治的教養を高め、之をやがて、結局は政治を否定せんとする政治勢力に結集せしめようとするのである。

(三) 註

- (1) H. Laski : Grammer of Politics P. 281
- (2) 鈴木安藏 : 政治学原論 P. 21
- (3) " " P. 22
- (4) 今中次麿 : 政治学 (朝日新聞社版) P. 26

- (5) エンゲルス・岡村繁訳：反デューリング P. 362
- (6) 大石兵太郎：政治学序説 P. 28
- (7) 〃 〃 P. 69
- (8) 〃 〃 P. 42
- (9) 今中次麿：ibid P. 39
- (10) 大石兵太郎：ibid P. 80
- (11) 今中次麿：政治学（現代哲学辞典—日本評論社） P. 304
- (12) 〃 政治学通論 P. 37
- (13) 大石兵太郎：ibid P. 58
- (14) レーニン・落合文雄訳：合法的マルクス主義との闘争 P. 149
- (15) エンゲルス・内藤吉之助訳：家族私有財産及び國家の起源 P. 220
- (16) 今中次麿：政治学（朝日新聞社版） P. 196
- (17) 鈴木安藏：ibid P. 38
- (18) H. Laski : ibid P. 259
- (19) 〃 〃 P. 99
- (20) M. Weber : Wirtschaft und Gesellschaft P. 44
- (21) 新村 猛：権力と暴力 思想 1950年度 3号
- (22) ウェーバー・西島芳二訳 職業としての政治 P. 187
- (23) 〃 〃 P. 95
- (24) カミュ・矢内原伊作訳 自由の証人 P. 121
- (25) 豊沢 登：コミュニティー・スクール（講座教育社会学 IV） P. 243

（昭和30年9月22日受理）